

母親の精神不調による子育て生活の危機を支える**ファミリーソーシャルワークの検討****－「心中による虐待死」事例における児童相談所及び福祉事務所の関与状況の分析から－**

○ 日本女子大学 氏名 西岡弥生 (8363)

キーワード：ファミリーソーシャルワーク、子育て生活の危機、心中による虐待死

1. 研究目的

厚生労働省(2016)は、増加する児童虐待相談対応件数を背景に児童福祉法を改正し、発生の予防から自立支援に至る対策の強化を図った。改正によって、児童は適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立を保障されること等の権利を有することが明確化された。また、国・地方公共団体は、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するとともに、家庭と同様の環境において児童の養育を推進するものと定められた。従来の在宅か親子分離かという二分法で思考せざるを得ない状況を脱し、地域社会で子どもの育ちを共有することで連帯意識を培い、子育て機能をもたせることは、子どもの育ちの連続性を保障する上で重要な取り組みである(林浩康 2013)。しかし、物心両面で育児の負担を抱え追いつめられた親たちは、ともすれば社会生活と家族生活の狭間で精神の不調に陥り、子育て生活を破綻させる。例として、「心中による虐待死」があげられよう。西岡(2017)は「心中による虐待死」9事例を検討し、加害者となった母親が、「喪失体験」から「悲哀の病理」に陥り「心中」を企図したことを明らかにした。背景に、母親の原家族での「子の損傷」という「関係性の病理」3類型があった。母親たちの状況は虐待概念では捉えきれず、主要な支援機関からも見過ごされ、適切な支援が提供されなかった可能性が高い。

本研究は、「心中による虐待死」3事例(3類型)における児童相談所及び福祉事務所の関与状況を明らかにし、精神不調に陥った母親が子育て生活の危機に瀕した際の支援のあり方を、ファミリーソーシャルワークの視座から検討することを目的とする。

2. 研究の視点および方法

分析対象は、WEB上で公開された自治体報告書による「心中による虐待死」3事例(3類型)である。フィールドワーク、インタビュー調査、資料収集によってデータを収集した。分析枠組みに二重ABC-X理論を援用し、3事例の児童相談所及び福祉事務所の関与状況を、家族危機形成プロセス【前危機段階】【危機発生段階】【後危機段階】の段階別に検討した。

3. 倫理的配慮

日本社会福祉学会の研究倫理規定を遵守し、対象者を特定できないように匿名化し、協力を依頼する関係者の方には研究の説明を口頭と文書で行い、同意を得て実施した。なお、本調査は、聖隷クリストファー大学の倫理委員会の承認を得て実施した。(認証番号 13083)

4. 研究結果

児童相談所の関与においては、【前危機段階】で母親が自ら児童相談所を始めとする関係機関に出向き精神不安や生活困難について相談したにも関わらず、母親の主訴は児童相談所の相談援助活動の体系に組み込まれ、その中でこぼれ落ち、母親のニーズへの対応がないまま、【危機発生段階】に至っていた。さらに、児童相談所の関与が、母親に子どもと分離する不安を抱かせ、子どもと一緒に安定した生活を送りたいと望む母親のニーズとは逆の方向に作用し、危機が進むにつれ関与が減少する傾向が示された。【後危機段階】では殆どの関与がなくなり、母親の困難状況に適切な社会資源が届かず、母子が社会関係から切り離される実態が明らかになった。一方で、福祉事務所の関与については、【前危機段階】で3事例の全てが経済的な問題で福祉事務所に関わりをもっていた。生活保護世帯ではない母親(2事例)は、来所相談で経済的な困窮と子育ての困難を訴え支援を求めている。しかし、子どもの保護と就業が促されるに留まり、社会資源は投入されず、母親が直面する生活困難の改善には至らなかった。【危機発生段階】と【後危機段階】では関与がないか、あっても事務手続きの関与だけとなった。家族危機が進行するに従って、母親が福祉事務所に相談することはなくなり、事務手続きのみの関与となる実態が示された。

5. 考察

児童相談所と福祉事務所は、児童虐待対応の専門機関及び子育て家庭の生活問題全般に関わる一義的機関として、子育て家庭の生活を守り支える役割がある。しかし、虐待概念では捉えきれない母子の生活に際しては、機能不全にあったと言わざるをえない。精神不調の母親が子どもとの分離を恐れ、両機関から離れていった背景に、支援と介入の強化による在宅か親子分離かという二分法の支援体制がある。この状況が、支援者の思考を狭め、地域で子育てを共有する子育ての社会化の道を閉ざしていると思えてならない。筆者は、家族機能に損傷をきたし、経済的にも困窮した脆弱な生活基盤において、精神不調にある母親が子育て生活の危機に瀕した際の支援策として、地域に根差したファミリーソーシャルワークを提案する。具体的には、①医療を全面に出さず母親の精神保健上の問題をカバーする生活支援、②子育て家庭のナショナルミニマムを保障する経済的支援、③母親の「関係性の病理」に対する家族療法的支援、の3本柱で母子の地域生活を支える。特に、③については、「子の損傷」の病理に生きる母親の精神の安定を図るため、地域に母親の実家に代わる家庭環境を用意し、祖父母役割を担うキーパーソンを養成する必要がある。ファミリーソーシャルワークは、「心中による虐待死」の未然防止に留まらず、地域社会の子育て機能を再生し、子育ての社会化については子どもの福祉の保障に寄与するものとする。

厚生労働省(2016)「児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)の概要」

http://www.mhlw.go.jp/file/06-SelsakuJouhou-11900000-KoyoukintouJidoukatelkyoku/03_3.pdf

林浩康(2013)『子どもと福祉 子ども・家族支援論』福村出版

西岡弥生(2017)『「家族の関係性」の問題から捉えた『心中による虐待死』3類型』『日本社会福祉学会第65回秋季大会報告要旨集』(首都大学東京南大沢キャンパス)pp41-42.

※本調査は、平成26年度科学研究費助成事業基盤研究(C)課題番号26380797(研究代表者:石川暎子)の助成を受けて実施したものです。